

清須市障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の概要

1. 策定にあたって

「清須市障害者基本計画・第5期障害福祉計画」は、「障害者基本法第11条第3項」に基づき障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める「障害者計画」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条」に基づき障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障害福祉計画」の2つの計画からなっています。

また、今般の児童福祉法の一部改正により、市町村は基本指針に即して障害児福祉計画を定めるものとされています。（33条の20）。障害児福祉計画は、障害者総合支援法88条に規定する「障害福祉計画」と一体のものとして作成することができることになっており、本市でも「第1期障害児福祉計画」を一体的に作成するものとします。

■根拠法令・計画の性格

	障害者計画（第3期）	障害福祉計画（第5期）	障害児福祉計画（第1期）
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項 （平成23年8月5日一部改正）	障害者総合支援法 第88条 （平成25年4月1日施行）	児童福祉法 第33条の20 （平成30年4月1日施行）
性 格	障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障害児支援の提供体制を確保するための計画

2. 計画の期間

現行の「清須市障害者基本計画」（平成24年度～平成28年度）は、1年の延伸により、今年度が計画期間の終了となります。これまでの計画を見直し、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とする新たな「（第3期）障害者基本計画」を策定します。

また、現行の「第4期障害福祉計画」（平成27年度～平成29年度）は、今年度が計画期間の終了となり、こちらも計画を見直し、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする新たな「第5期障害福祉計画」を策定します。「第1期障害児福祉計画」についても、障害福祉計画と同様に3年間を計画期間とします。

■計画期間

清須市障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画											
H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
（第3期）清須市障害者基本計画						（第4期）清須市障害者基本計画					
第5期障害福祉計画						第6期障害福祉計画		第7期障害福祉計画		第8期障害福祉計画	
第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		

3. 計画の対象者

この計画の対象者は、「身体障害」「知的障害」「精神障害」の3障害に該当している方及び難病等により障害福祉のサービスを利用している方です。

障害者

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」18歳以上の方
- ・知的障害者福祉法にいう「知的障害者」のうち18歳以上の方
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」のうち18歳以上の方（発達障害者を含みます）

障害児

- ・児童福祉法第4条第2項に規定する障害児
- ・身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障害児を含みます）

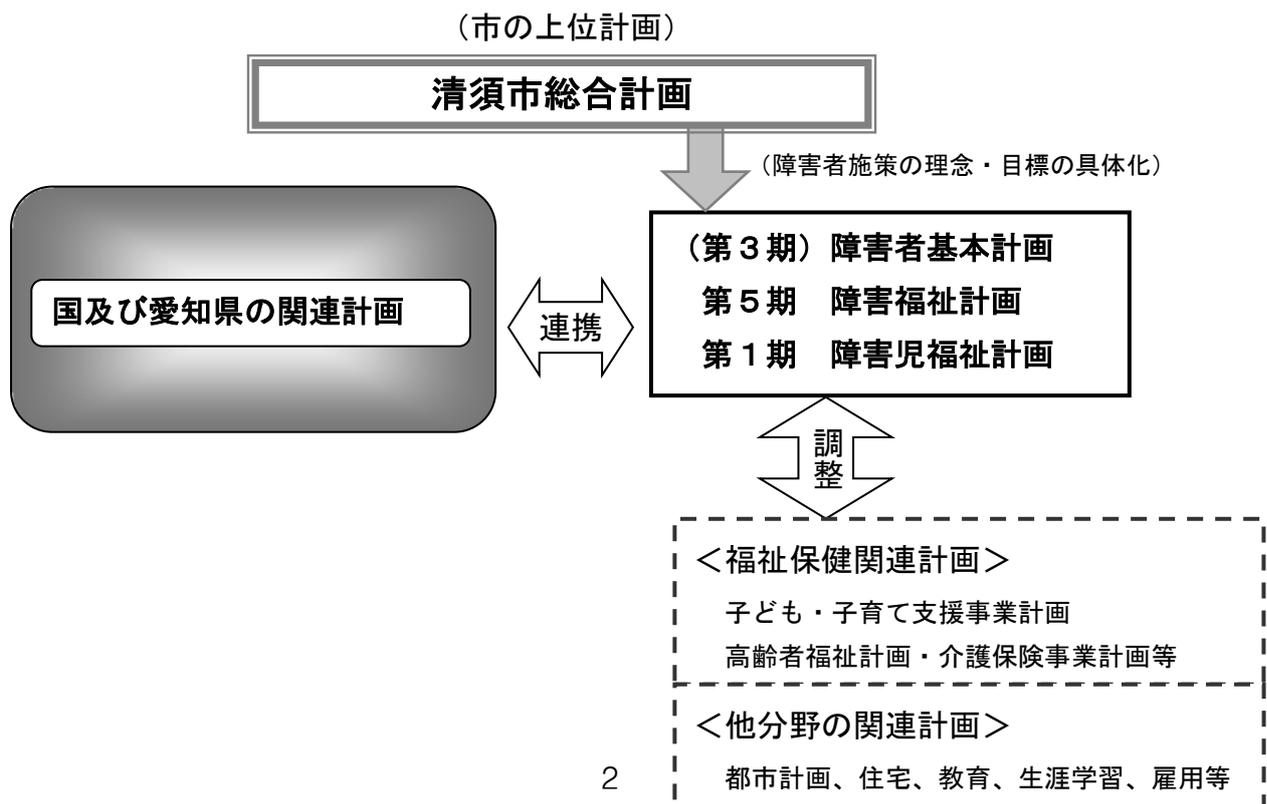
4. 関連計画

本計画は、国及び愛知県の計画との整合性を図りながら、「清須市総合計画」及び、関連する福祉分野計画との整合を考慮し、策定するものです。

(1) 本市の関連計画

- ・清須市第2次総合計画 前期基本計画（平成29年度～平成31年度）
- ・（次期）高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）
- ・健康日本21清須計画（第2次）（平成27年度～平成35年度）
- ・清須市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）

【 障害者基本計画・障害福祉計画と他の計画との関連性 】



(2) 国の関連計画

- (次期)「第4次障害者基本計画」(平成30年度～平成34年度)
平成30年策定予定、現在審議中
- (次期)「第5期障害福祉計画」(平成30年度～平成32年度)
平成30年策定、基本的指針公示(平成29年3月31日)

(3) 県の関連計画

- (次期) あいち健康福祉ビジョン2020(障害者計画部分改定)(平成30年度～未確認)
- (次期) 第5期愛知県障害福祉計画(平成30年度～平成32年度)